

かずさ水道広域連合企業団

令和2年度水質検査計画

(用水供給事業)



水質検査棟（十日市場浄水場内に設置）

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	水道事業の概要	2
4	水質状況の概要	4
5	水質検査を行う地点・項目及び頻度	5
6	臨時検査	8
7	水質検査の方法	8
8	水質検査の精度と信頼性の保証	8
9	検査結果の評価及び公表	9
10	水質検査計画の見直し	9
11	関係者との連帯	9
12	検査地点図（別図1・2）	10
13	項目及び頻度一覧表（別表1～8）	12

1 はじめに

かずさ水道広域連合企業団では、水道を利用される皆様が安心してご使用いただける水道用水及び水道水を供給するために、水源水質の状況に応じた適切な水質検査を実施するため、水質検査計画を作成しました。

2 基本方針

(1) 検査地点は、浄水場出口（浄水^{※1}）、千葉県に水道用水を供給する地点及び君津地域へ水道水を給水する地点（以下「給水地点等」という。）で、水道水質基準適合の判定を行います。

また、水源、浄水場入口（原水^{※2}）及び浄水処理工程並びに送水過程において必要かつ十分な水質検査を行います。

(2) 検査項目は、水道法で義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」、「水質基準項目」及び水質管理上留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」について行います。

また、その他、当企業団が水質管理上必要と判断し、独自に設定した項目についても検査を行います。

(3) 検査頻度は、以下のとおり行います。

ア 「1日1回以上行う検査項目」である色、濁り、消毒の残留効果の検査は1日1回行います。

イ 「水質基準項目」は、浄水の水質が安定して良好である場合は、検査の頻度を年1回以上又は3年に1回以上に緩和することが可能ですが、安全性に万全を期するため検査頻度を減らさずに、浄水で月1回、給水地点等で年4回の検査を行います。

原水の水質基準項目の検査は、当企業団が小櫃川流域から取水している唯一の水道事業者であるため、月1回検査を行います。

ウ 「水質管理目標設定項目」は、年4回検査を行います。

エ 浄水処理工程では、適切に処理されていることを確認するため、pH値、濁度、色度、有機物、味、臭気、アンモニア態窒素、電気伝導率、アルカリ度、残留塩素及び紫外線吸光度の検査を毎日^{※3}行います。

オ エの項目に一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、溶存酸素及び生物化学的酸素要求量を加えた検査を週1回行います。

※1 浄水とは、浄水場で処理された水（水道用水）です。

※2 原水とは、河川水を取水口から浄水場内へ取り入れた水です。

※3 毎日とは、閉庁日を除く日とします。

3 水道事業の概要

(1) 水道用水供給事業（供給区域）

水道用水供給事業構成団体の千葉県に供給しています。

(2) 水道事業（給水区域）

水道事業構成団体の木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市に給水しています。

(3) 水源の名称と種類

二級河川小櫃川水系小櫃川の表流水を取水し、水源は、亀山ダム及び片倉ダムです。

(4) 浄水場の概要と浄水処理

大寺浄水場及び十日市場浄水場で浄水処理を行い、両浄水場ともに凝集沈でん処理^{※1}・急速ろ過処理^{※2}に併せて、粒状活性炭^{※3}による高度処理を行っています。各浄水場の浄水施設概要は、表－1のとおりです。

表－1 浄水施設概要

浄水場名	大寺浄水場	十日市場浄水場
水源	亀山ダム・片倉ダム	
原水の種類	表流水	
計画最大給水量 (m ³ /日)	164,000	
処理能力 (m ³ /日)	135,000	60,000
浄水処理方法	急速ろ過方式 前・中・後塩素処理 粒状活性炭処理	
薬品沈澱池	横流式	傾斜管式
急速ろ過池	単層重力式	多層重力式
活性炭吸着槽	固定床重力式	
浄水処理 薬品	凝集剤	水道用高塩基度ポリ塩化アルミニウム
	酸・アルカリ剤	希硫酸、水道用液体かせいソーダ
	塩素剤	水道用次亜塩素酸ナトリウム

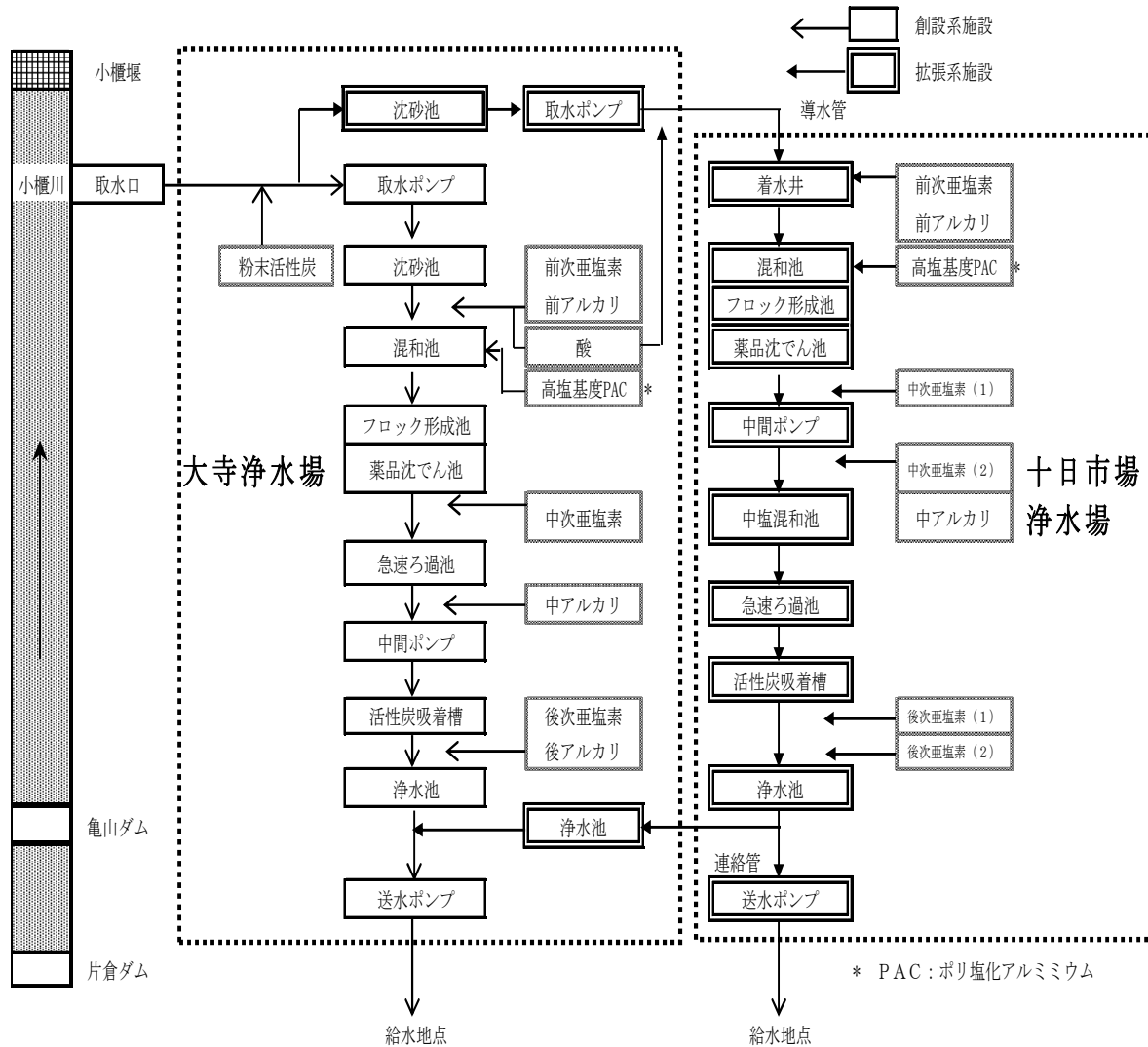
※1 凝集沈でん処理は、凝集剤を使用し、原水中の懸濁物質を除去します。

※2 急速ろ過処理は、薬品沈でん池で除去できない微細な粒子を砂の層を通して除去します。

※3 粒状活性炭処理は、粒状活性炭の層に通水し、臭い、色、トリハロメタン等を吸着除去します。

各浄水場の浄水処理のフローは、図-1のとおりです。

図-1 各浄水場フロー図



大寺浄水場



十日市場浄水場

4 水質状況の概要

(1) 原水の水質状況

ダムから原水までの水質状況は、表－２のとおりです。

表－２ 原水の水質状況

小櫃川の概要	小櫃川は、清澄山系に源を発し、亀山ダム付近で片倉ダムのある笹川と合流し、その後もいくつかの支川と合流して浄水場下流にある小櫃堰を経て、東京湾に注ぐ延長86kmの二級河川です。
ダム湖の水質状況	ダム湖の水質は、上流域に産業系の汚染源は少ないものの、地質の影響を受けた有機物が多いため、色度や化学的酸素要求量が高い状況です。植物プランクトンが原因で、かびの臭いを感じることがあります。また、大量発生時には、急速ろ過池が閉塞することがあります。
原水の概要	原水は、大寺浄水場から約2km下流に位置する小櫃堰の背水を利用して取水していますが、その水質は、ダム湖の水質及びダム放流後の河川流域における生活雑排水等の影響を受けています。水田が多く、農薬散布時期には、水質監視を強化します。
原水の水質状況	原水水質の特徴は、色度・アルカリ度・硬度が高く、濁度及びpH値の変動が大きいこと。トリハロメタン生成能は1年を通して高く、特に春季から秋季にかけて上昇します。そのため、検査頻度を高め、監視を強化します。珪藻類や藍藻類等の植物プランクトンも1年を通して増殖することがあります。

(2) 供給水（水道用水）及び給水（水道水）の水質状況

浄水場から給水地点等までの水質状況は、表－３のとおりです。

表－３ 供給水（水道用水）及び給水（水道水）の水質状況

供給水及び給水の概要	浄水場から給水地点等へ、千葉県に水道用水を供給及び君津地域へ水道水を給水しています。水道法を遵守します。
浄水の水質状況	原水の水質状況を踏まえ、適切に浄水処理が行われているか確認し、水質基準に適合した水道用水を供給及び水道水を給水します。 水質管理をするために必要項目である濁度、色度、残留塩素及びpH値等については、水質自動計器を設置し、常時監視します。
供給水及び給水の水質状況	定期的に給水地点の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認します。給水地点までに水質が変化するおそれがある項目（総トリハロメタン、残留塩素等）については、厳しく管理を行います。

5 水質検査を行う地点・項目及び頻度

(1) 水質検査を行う地点

当企業団では、過去の水質検査結果や小櫃川の状況を考慮して、表－４のとおり検査地点を設定します。

表－４ 検査地点

浄水場	大寺浄水場原水（取水口）
	大寺浄水場浄水（浄水池）
	十日市場浄水場浄水（浄水池）
給水地点等	姉崎分場前（千葉県）
	伊豆島配水場前（木更津市）
	上烏田浄水場前（木更津市）
	かずさ配水場前（木更津市・君津市）
	金田配水場前（木更津市）
	北子安配水場前（君津市）
	小糸浄水場前（君津市）
	宝竜寺受水槽前（富津市）
	上飯野配水場前（富津市）
	角山配水場前（袖ヶ浦市）
	吉野田配水場前（袖ヶ浦市）
調整池	北部調整池
	南部調整池
	第2南部調整池
小櫃川	椿橋・西賀和橋・亀山ダム放流口（堤体直上流）
	片倉ダム放流口（堤体直上流）・新釜生橋

※ 小櫃川の検査地点は、小櫃川上流域、ダム、中流域、下流域の水質を把握するために最も適した地点とします。

各検査地点は、「別図－１ 検査地点」及び「別図－２ 河川検査地点」に示すとおりです。

(2) 水質検査を行う項目及び頻度

各検査地点で行う検査項目及び頻度は、以下のとおりです。

ア 1日1回以上行う検査項目

水道法施行規則第15条第1項第1号のイの規定に基づき1日1回以上の検査が義務付けられている「色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）」の検査は、各送水系統の末端で行います。南部系送水系統は宝竜寺受水槽前、北部系送水系統は角山配水場前、十日市場浄水場送水系統は上烏田浄水場前で行います。

イ 水質基準項目

「水質基準項目」は、水道法第4条第2項の規定により、水質基準に関する省令で定められており、人の健康の保護の観点から設定された項目と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目からなり、定期的な検査が必要な項目です。

水質基準項目の検査は、全給水地点等11箇所では年4回、浄水場出口では安全確認のため月1回検査を行います。

それより、高い頻度で検査を行っている水質基準項目は、表-5のとおりであり、地点ごとの詳しい頻度については、別表-2のとおりです。

表-5 月1回以上の検査を行う水質基準項目

番号	基準項目	設定理由など
基1	一般細菌	水道法に基づき、月1回以上検査が必要です。給水地点等で月1回、浄水場では安全確認のため、週1回検査します。
基2	大腸菌	
基9	亜硝酸態窒素	浄水場では、上流域の水田が多いことや生活雑排水の影響を監視するため、週1回検査します。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
基21	塩素酸	消毒剤に水道用次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、浄水場及び給水地点等で月1回検査します。
基23	クロロホルム	トリハロメタンの検査は、大寺及び十日市場浄水場のろ過水及び活性炭吸着槽水を毎日（閉庁日を除く）検査します。浄水場及び給水地点等は、月1回検査します。
基25	ジブロモクロロメタン	
基27	総トリハロメタン	
基29	ブロモジクロロメタン	
基30	ブロモホルム	

基 34	鉄及びその化合物	降雨などにより原水水質の変化が大きく、浄水場では浄水処理に関係がありますので毎週検査します。
基 37	マンガン及びその化合物	
基 42	ジェオスミン	浄水場及び給水地点等で月 1 回検査します。1 年を通して、必要に応じ頻度を高めます。
基 43	2-メチルイソボルネオール	
基 38	塩化物イオン	水道法に基づき、月 1 回以上検査が必要です。給水地点等で月 1 回、浄水場では浄水処理と密接な関係がありますので毎日（閉庁日を除く）、塩化物イオンについては週 1 回検査します。
基 46	有機物 (TOC)	
基 47	pH 値	
基 48	味	
基 49	臭気	
基 50	色度	
基 51	濁度	

※ 網掛けは、省略不可能な項目です。

ウ 水質管理目標設定項目

「水質管理目標設定項目」は、将来にわたり水道水の安全を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目です。

給水地点（上飯野配水池前）及び浄水場で年 4 回の検査を行います。

また、地点ごとの詳しい検査頻度は、「別表－3 水質管理目標設定項目と頻度」のとおりです。

エ 維持管理項目

原水水質の監視や把握のため、水質管理上必要と判断して設定した項目で、地点毎の詳しい検査頻度は、「別表－4 維持管理項目と頻度」のとおりです。

オ 要検討項目

今後、必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目で、「別表－5 要検討項目と頻度」のとおり、浄水場で年 4 回検査を行います。

ダイオキシン類は、原水及び浄水で年 1 回検査を行います。

カ 臭気項目

植物プランクトンの発生が予測できないことから、原水及び活性炭水については毎日（閉庁日は除く）、水源である亀山ダムについては週 1 回以上、かび臭物質について検査を行います。地点ごとの詳しい検査頻度は、「別表 6－臭気項目（かび臭）と頻度」のとおりです。

キ 放射性物質の検査

水道水の安全性を確認するため、放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）

の検査を原水及び浄水について、週 1 回以上を目途に検査を行います。

地点ごとの詳しい検査頻度は、「別表－7 放射性物質検査の項目と頻度」のとおりです。

なお、今後の厚生労働省からの通知等に合わせ検査頻度の見直しを行います。

6 臨時検査

水道法施行規則第 15 条第 2 項の規定により、次のような場合には、臨時の水質検査を速やかに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化した場合
(色、濁り及び臭気等に著しく変化が生じた場合)
- (2) 水源に異常があった場合
(魚等が多数死に浮上した場合、油膜及び汚染水等の汚物が確認された場合)
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、水系感染症が流行している場合
(クリプトスポリジウム等の水系感染症が発生した場合)
- (4) 浄水処理工程で異常があった場合
(浄水処理の不具合が発生した場合)
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
(急激な流速の変化に伴う赤水等が発生した場合)
- (6) その他、必要があると認められる場合

7 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）に基づいて行い、その他は、上水試験方法（日本水道協会 2011 年度版）などに従います。

8 水質検査の精度と信頼性の保証

- (1) 水質検査の精度
分析機器の整備並びに国及び県が行う外部精度管理への参加や自主的な精度管理の実施などを行い、水質検査の精度向上に努めます。
- (2) 水質検査の信頼保証
当企業団は、信頼性確保部門と水質検査部門に各責任者を配置した水質検査精度に係る組織体制を整備し、信頼性確保に努めます。

また、正確で適切な検査結果を得るため、平成20年2月26日に社団法人日本水道協会（現公益社団法人日本水道協会）が運営する「水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）」の認定を取得しました。

なお、令和2年2月26日付けで3回目の更新認定をしました。

今後も引き続き本認定を保持し、適切な水質検査を実施し、信頼性の確保に努めます。



JWWA-GLP034
水道GLP認定

9 検査結果の評価及び公表

（1）検査結果の評価

ア 水道用水及び水道水については、水質基準に適合していることを確認します。

イ 水処理工程水については、適切に処理されていることを確認します。

ウ 原水については、異常がないことを確認します。

（2）検査結果の公表

当企業団のホームページで毎月、速報値として掲載します。また、水質年報を作成しており、関係機関への配付及びホームページでの掲載を行います。

10 水質検査計画の見直し

翌事業年度開始前に策定し、千葉県と協議後、当企業団ホームページで公表します。

また、利用者等の皆様のご意見も参考にさせていただき、必要と思われる事項については、見直しを行っていきます。

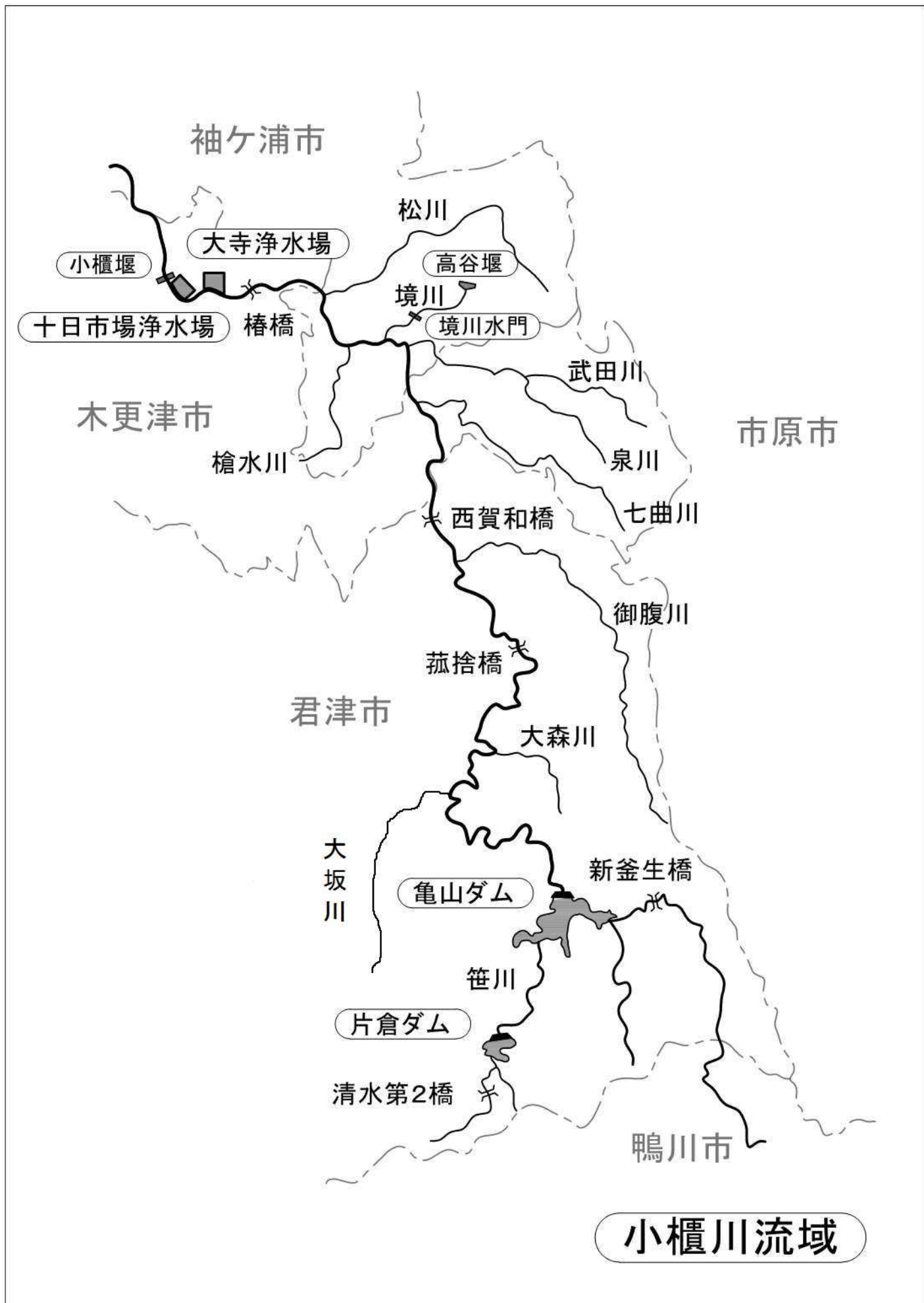
11 関係者との連帯

河川及び原水に関する突発的な水質変動及び水質事故に対応するために、あらかじめ定めてある連絡体制により、関係機関との連帯及び情報の共有化を図り、迅速に対応します。

水道用水及び水道水の水質に関係する問題については、千葉県からの要望に応じて、可能な限り協力をします。

また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連帯及び情報の共有化を図り、迅速に対応します。

別図-2 河川検査地点



13 項目及び頻度一覧表

別表-1 1日1回以上行う検査項目と頻度

		給水地点等
		3箇所(※1)
1	色	1日1回
2	濁り	1日1回
3	消毒の残留効果(残留塩素)	1日1回

※1 上烏田浄水場前、角山配水場前及び宝竜寺受水槽前で検査します。

別表-2 水質基準項目と頻度

水質基準項目		水質基準値	給水地点等	調整池	浄水場		水源	
検査項目	検査地点		構成団体給水地点等 11箇所	北部1・南部2 3箇所	原水 1箇所	浄水 2箇所	亀山ダム等 河川2箇所含む	片倉ダム等 河川1箇所含む
基1	一般細菌	100CFU/mL以下	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
基2	大腸菌	検出されないこと	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	月1回
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	月1回
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基23	クロホルム	0.06 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基27	総トリハロメタン(※2)	0.1 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	—
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	—
基38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	—
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基42	ジェオスミン(※3)	0.00001 mg/L 以下	月1回	—	月1回	月1回	月1回	—
基43	2-メチルイソボルネオール(※4)	0.00001 mg/L 以下	月1回	—	月1回	月1回	月1回	—
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基47	pH値	5.8以上8.6以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基48	味	異常でないこと	月1回	月1回	—	毎日	—	—
基49	臭気	異常でないこと	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基50	色度	5度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基51	濁度	2度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回

※2 クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和

※3 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(の別名)

※4 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(の別名)

別表-3 水質管理目標設定項目と頻度

水質管理目標設定項目 検査項目 / 検査地点		目標値	給水地点等	調整池	浄水場	
			構成団体給水地点等	北部1・南部2	原水	浄水
			11箇所	3箇所	1箇所	2箇所
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目4	削除	—	—	—	—	—
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目6	削除	—	—	—	—	—
目7	削除	—	—	—	—	—
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	使用していないため、検査の対象外			
目11	削除	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	使用していないため、検査の対象外			
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	年4回(※5)	—	—	年4回
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	—	年4回
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	—	—	年4回	年4回
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	月1回	月1回	—	毎日
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L	年4回	—	月1回	月1回
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目23	臭気強度(TON)	3 以下	年4回(※5)	—	毎日	—
目24	蒸発残留物	30~200mg/L	年4回	—	月1回	月1回
目25	濁度	1 度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日
目26	pH値	7.5 程度	月1回	月1回	毎日	毎日
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目28	従属栄養細菌	2000CFU/mL 以下	月1回	—	月1回	月1回
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回

※5 浄水場から最も遠距離にある富津市水道部上飯野配水池前の1箇所を検査します。

別表-4 維持管理項目と頻度

維持管理項目 検査項目 / 検査地点		給水地点等	調整池	浄水場		水源	
		構成団体給水地点等	北部1・南部2	原水	浄水	亀山ダム等	片倉ダム等
		11箇所	3箇所	1箇所	2箇所	河川2箇所含む	河川1箇所含む
維1	アンモニア態窒素	—	—	毎日	—	月1回	月1回
維2	BOD又はCOD(※6)	—	—	週1回	—	月1回	月1回
維3	浮遊物質(SS)	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維4	総窒素	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維5	総リン	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維6	アルカリ度	—	—	毎日	—	月1回	月1回
維7	電気伝導率	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
維8	生物	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維9	クリプトスポリジウム等	—	—	月1回	月1回	—	—
維10	溶存酸素(DO)	—	—	週1回	—	月1回	月1回
維11	トリハロメタン生成能	—	—	毎日	—	—	—
維12	トリハロメタン(※7)	—	—	—	毎日	—	—
維13	紫外線吸光度(E260)	—	—	毎日	毎日	—	—
維14	嫌気性芽胞菌	—	—	月1回	—	月1回	月1回

※6 河川についてはBODを、ダムについてはCODを検査します。

※7 大寺・十日市場両浄水場とも、ろ過水も測定します。頻度は、浄水回数と同じです。

別表－8 農薬類の検査項目

No.	農薬類	目標値
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05 mg/L以下
2	2,2-DPA(ダラポン)	0.08 mg/L以下
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L以下
4	EPN	0.004 mg/L以下
5	MCPA	0.005 mg/L以下
6	アシュラム	0.9 mg/L以下
7	アセフェート	0.006 mg/L以下
8	アトラジン	0.01 mg/L以下
9	アニロホス	0.003 mg/L以下
10	アミトラズ	0.006 mg/L以下
11	アラクロール	0.03 mg/L以下
12	イソキサチオン	0.005 mg/L以下
13	イソフェンホス	0.001 mg/L以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L以下
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L以下
16	イプロベンホス(IBP)	0.09 mg/L以下
17	イミノクタジン	0.006 mg/L以下
18	インダノファン	0.009 mg/L以下
19	エスプロカルブ	0.03 mg/L以下
20	エトフェンプロックス	0.08 mg/L以下
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L以下
22	オキサジクロメホン	0.02 mg/L以下
23	オキシ銅(有機銅)	0.03 mg/L以下
24	オリサストロビン	0.1 mg/L以下
25	カズサホス	0.0006 mg/L以下
26	カフェンストロール	0.008 mg/L以下
27	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L以下
28	カルボフラン	0.005 mg/L以下
29	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L以下
30	キャプタン	0.3 mg/L以下
31	クミルロン	0.03 mg/L以下
32	グリホサート	2 mg/L以下
33	クロメプロップ	0.02 mg/L以下
34	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L以下
35	クロルピリホス	0.003 mg/L以下
36	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
37	シアナジン	0.001 mg/L以下
38	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L以下
39	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L以下
40	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/L以下
41	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
42	ジクワット	0.01 mg/L以下
43	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L以下
44	ジチオピル	0.009 mg/L以下
45	シハロホップブチル	0.006 mg/L以下
46	シマジン(CAT)	0.003 mg/L以下
47	ジメタメトリン	0.02 mg/L以下
48	ジメエート	0.05 mg/L以下
49	シメトリン	0.03 mg/L以下
50	ダイアジノン	0.003 mg/L以下
51	ダイムロン	0.8 mg/L以下
52	チアジニル	0.1 mg/L以下
53	チウラム	0.005 mg/L以下

No.	農薬類	目標値
54	チオジカルブ	0.08 mg/L以下
55	チオファネートメチル	0.3 mg/L以下
56	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
57	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L以下
58	トリクロピル	0.006 mg/L以下
59	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L以下
60	トリシクラゾール	0.1 mg/L以下
61	トリフルラリン	0.06 mg/L以下
62	ナプロパミド	0.03 mg/L以下
63	ピペロホス	0.0009 mg/L以下
64	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L以下
65	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L以下
66	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L以下
67	ピリブチカルブ	0.02 mg/L以下
68	ピロキロン	0.05 mg/L以下
69	フィロニル	0.0005 mg/L以下
70	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/L以下
71	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
72	フェンチオン(MPP)	0.006 mg/L以下
73	フェントエート(PAP)	0.007 mg/L以下
74	フェントラザミド	0.01 mg/L以下
75	フサライド	0.1 mg/L以下
76	ブタクロール	0.03 mg/L以下
77	ブタミホス	0.02 mg/L以下
78	ブプロフェジン	0.02 mg/L以下
79	フルアジナム	0.03 mg/L以下
80	プレチラクロール	0.05 mg/L以下
81	プロシミドン	0.09 mg/L以下
82	プロピコナゾール	0.05 mg/L以下
83	プロピザミド	0.05 mg/L以下
84	プロベナゾール	0.03 mg/L以下
85	プロモブチド	0.1 mg/L以下
86	ペノミル	0.02 mg/L以下
87	ベンシクロン	0.1 mg/L以下
88	ベンゾピシクロン	0.09 mg/L以下
89	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L以下
90	ベントゾン	0.2 mg/L以下
91	ベンディメタリン	0.3 mg/L以下
92	ベンフラカルブ	0.04 mg/L以下
93	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 mg/L以下
94	ベンプレセート	0.07 mg/L以下
95	ホスチアゼート	0.003 mg/L以下
96	マラチオン(マラソン)	0.7 mg/L以下
97	メコプロップ(MCPPP)	0.05 mg/L以下
98	メソミル	0.03 mg/L以下
99	メタラキシル	0.2 mg/L以下
100	メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/L以下
101	メトミノストロビン	0.04 mg/L以下
102	メトリブジン	0.03 mg/L以下
103	メフェナセート	0.02 mg/L以下
104	メブロニル	0.1 mg/L以下
105	モリネート	0.005 mg/L以下